

期にわたって行っており、それにもかかわらず、本件厳重注意以降においても、改善の見込みがうかがえない状況が継続していたのであるから、会社が、X 2には改善の見込みがないと判断したことにも相応の理由があるというべきである。

一方で、上記(4)ア(イ)のとおり、会社が組合との団体交渉を殊更に避けたり、不誠実な対応をしている事実は認められず、もう一人の組合員であるX 1の処遇は本件結審時において変化はなく、そのほか、会社が、組合やX 2の組合活動への嫌悪故に、本件解雇を行ったと認めるに足りる事情は、特にうかがうことができない。

したがって、会社が本件解雇を行ったことは、不当労働行為に当たらない。

5 命令書交付の経過

- (1) 申立年月日 令和5年1月6日
- (2) 公益委員会議の合議 令和7年6月17日
- (3) 命令書交付日 令和7年8月7日